

## 議第185号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 明倫元学区烏丸通沿道地区の項中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）明倫元学区地区地区計画」の右に「（以下「明倫元学区地区地区計画」という。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

明倫元学区新町通・  
室町通界わい地区

明倫元学区地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において新町通・室町通界わい地区として区分された区域

別表第2 明倫元学区烏丸通沿道地区及び烏丸通沿道四条南地区の項を次のように改める。

明倫元学区烏丸通  
沿道地区及び烏丸  
通沿道四条南地区

建築物の用途の制限

建築してはならない建築物

- (1) 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの
- (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (3) カラオケボックスその他これに類するもの

		(4) 共同住宅, 寄宿舍又は下宿。ただし, 当該建築物及びこれに付属するもの(門及び塀を除く。)の壁面から烏丸通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上であるものを除く。
明倫元学区新町通・室町通界わい地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業, 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p>

別表第3 明倫元学区烏丸通沿道地区及び四条通A地区の項を次のように改める。

明倫元学区烏丸通沿道地区及び明倫元学区新町通・室町通界わい地区	建築物の用途の制限	明倫元学区烏丸通沿道地区
明倫元学区烏丸通沿道地区及び四条通A地区	建築物の用途の制限	四条通A地区

附 則

この条例は, 公布の日から施行する。

提案理由

明倫元学区地区に係る地区計画の変更に伴い, 新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。